資料１

国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム　規約

令和８年１月２９日　制定

（名称）

第１条　本会の名称は、国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム（以下「本フォーラム」という。）とする。

（目的）

第２条　本フォーラムは、新たな国際標準戦略（令和７年６月３日知的財産推進本部決定）に基づき、分野を問わず、俯瞰的な立場から、我が国の国際的な標準活動を官民で促進することを目的として、以下の活動を行う。

（１）新たな国際標準戦略に係るモニタリング・フォローアップ結果等を踏まえた、政府及び民間に対する提言とりまとめ

（２）官民の国際標準活動を促進するための情報収集や知見の集約・共有、ユースケースの創出、意識啓発

（３）その他官民の国際標準活動を促進するための取組

（構成）

第３条　本フォーラムは、意思決定のために総会を設置する。また、本フォーラム全体の運営のために事務局を設置する。

（参加メンバー）

第４条　別表１に記載する本フォーラムの設立に賛同する事業者団体（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第２条第２項に規定する事業者団体のことをいう。）その他これに準ずる組織、関係府省庁、有識者等（以下総称して「参加メンバー」という。）以外の者が、本フォーラムへの参加を希望する場合、事務局の指定する方法で申し込むものとし、総会がこれを承認した場合、参加メンバーとなるものとする。

（参加メンバーの義務）

第５条　参加メンバーは、本規約その他本フォーラムの運営に関する諸規程等（以下「本規約等」という。）を遵守するとともに、本フォーラムの目的を達成するため、本フォーラムの活動に参加及び協力する義務を負う。

（参加メンバー資格の喪失）

第６条　参加メンバーは、次の各号のいずれかに該当する場合、本フォーラム参加メンバーの資格を喪失する。

（１）　当該参加メンバーが、事務局の指定する方法で本フォーラムに対し、退会の届出を行った場合

資料１

（２）　事務局が当該参加メンバーにつき次のいずれかに該当すると認め、総会において除名の決議を行った場合

イ　本規約等又は総会の決議に違反したとき

ロ　本フォーラムの名誉を傷つけ、又は本フォーラムの目的に反する行為をしたとき

ハ　参加メンバーとしての活動実態がないと確認されたとき

ニ　その他除名すべき正当な事由があるとき

（総会及び議長）

第７条　別表２に定める参加メンバーの代表者が出席する総会において、本フォーラムとしての意思決定を行う。

２　総会の議長は、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策）及び日本経済団体連合会副会長（又はこれらの者が指名する代理の者）が共同でこれに当たり、総会の招集及び総会の議事を総理する。

３　議長又は議長代理は、必要に応じ、参加メンバー以外の関係者の出席を求めることができる。

４　この規約に定めるもののほかに、総会の運営に関するその他の必要な事項は、議長又は議長代理が定める。

（オブザーバーメンバー）

第８条　本フォーラムの参加メンバー以外の者が、本フォーラムからの情報共有や本フォーラムへの意見提出を希望する場合、事務局の指定する方法で申し込むものとし、事務局がこれを承認した場合、オブザーバーメンバーとなるものとする。

２　事務局は、オブザーバーメンバーに対して国際標準活動に関する情報の共有を図るとともに、オブザーバーメンバーからの意見を聴取し、総会に報告する。

３　第５条及び第６条の規定は、オブザーバーメンバーについて準用する。この際、「参加メンバー」は「オブザーバーメンバー」に、「総会において除名の決議を行った場合」は「事務局において除名が相当と判断した場合」に読み替えるものとする。

（事務局）

第９条　本フォーラムの事務局は、参加メンバーの協力を得て、内閣府及び一般社団法人日本経済団体連合会が共同で行う。

（秘密保持）

第１０条　参加メンバー及びオブザーバーメンバーは、本フォーラムを通じて知り得た秘密事項を第三者に開示又は漏えいしてはならない。退会後も同様とする。

附則

この規約は、令和８年１月２９日から施行する。

資料１

別表１　参加メンバー

【事業者団体】
一般社団法人　日本経済団体連合会
公益社団法人　経済同友会
日本商工会議所
一般社団法人　産業競争力懇談会

【学識経験者】
上山隆大　内閣府参与
宮園浩平　総合科学技術・イノベーション本部常勤議員
渡部俊也　日本知財学会会長

【専門団体】
一般財団法人　日本規格協会
一般社団法人　情報通信技術委員会
公益財団法人　日本適合性認定協会

【国立研究開発法人又は独立行政法人】
国立研究開発法人　産業技術総合研究所
国立研究開発法人　情報通信研究機構
国立研究開発法人　科学技術振興機構
国立研究開発法人　農業・食品産業技術総合研究機構
国立研究開発法人　国立環境研究所
独立行政法人　　製品評価技術基盤機構
独立行政法人　　国際協力機構
独立行政法人　　情報処理推進機構
独立行政法人　　農林水産消費安全技術センター
独立行政法人　　医薬品医療機器総合機構

【関係省庁】
内閣府
デジタル庁
金融庁
総務省
外務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省

資料１

国土交通省
環境省

資料１

別表２　総会議長・委員

共同議長	
小野田　紀美	内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策）
遠藤　信博	一般社団法人　日本経済団体連合会　副会長
委員（五十音順）	
朝日　弘	一般財団法人　日本規格協会　理事長
石村　和彦	国立研究開発法人　産業技術総合研究所　理事長 兼 最高執行責任者
岩田　秀行	一般社団法人　情報通信技術委員会　代表理事
上野　孝	日本商工会議所　副会頭
上山　隆大	内閣府　参与
木内　岳志	独立行政法人　農林水産消費安全技術センター　理事長
木本　昌秀	国立研究開発法人　国立環境研究所　理事長
久間　和生	国立研究開発法人　農業・食品産業技術総合研究機構　理事長
齊藤　裕	独立行政法人　情報処理推進機構　理事長
田中　明彦	独立行政法人　国際協力機構　理事長
徳田　英幸	国立研究開発法人　情報通信研究機構　理事長
南部　智一	公益社団法人　経済同友会　副代表幹事
橋本　和仁	国立研究開発法人　科学技術振興機構　理事長
長谷川　史彦	独立行政法人　製品評価技術基盤機構　理事長
藤原　康弘	独立行政法人　医薬品医療機器総合機構　理事長
古田　英範	一般社団法人　産業競争力懇談会　理事長
三木　幸信	公益財団法人　日本適合性認定協会　理事長
宮園　浩平	総合科学技術・イノベーション本部　常勤議員
渡部　俊也	日本知財学会　会長
委員（関係省庁）	
総務副大臣	
外務副大臣	
文部科学副大臣	
厚生労働副大臣	
農林水産副大臣	
経済産業副大臣	
国土交通副大臣	
環境副大臣	
デジタル庁統括官	
金融庁総合政策局政策立案総括官	

（以上）